

12.19.15

862 号



大正五年九月十日

(京都府)

三笠信業在給職に關する件

京都府信業同業を以て組織する互親會は這回の三笠東地方
 震災の救済を受け金借市債果後七割の傾向あり
 此際二料値下ありとし定月七日より市債の安定する迄
 二箇名の助定料を考すこと申合せ従来一料九回ありを
 与内内外の割合に支拂ありと申合せ此二部
 例より金借市債會(下種業を以て)に於ては一様日用品の價
 格低下せざる今日到現生活を支拂う能はずと唱へ
 従来通り二料支拂方を懇請せしより互親會は定月
 廿七日京都府山下町三馬倉通杉原下三長善寺に於て大
 會議一たる結果若くは廿七日迄の内助定期日に於

社 會 司